

## **[事案 2019-233] 手術給付金支払請求**

・令和2年5月7日 和解成立

### **<事案の概要>**

募集人の誤説明を理由に、手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

腫瘍摘出手術を受けたので、平成30年3月に契約した限定告知型終身医療保険にもとづき手術給付金を請求したが、約款上、支払いの対象外であるとして、給付金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、手術給付金の支払いまたは既払込保険料を返還してほしい。

(1)契約時、募集人から「美容整形やホクロの除去のような手術は保険対象外ですが、それ以外の手術であれば、全て対象になります」と説明された。

(2)募集人に、平成23年に受けた腫瘍摘出手術の病理検査結果を見せて、良性の腫瘍の場合でも給付金の支払い対象になるか確認したところ、対象になると説明された。

### **<保険会社の主張>**

募集人による不適切な行為があったとは認められず、良性腫瘍手術は約款上支払いの対象外であることから、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。